

介護納付金の総報酬割導入

介護納付金の総報酬割導入に関する 昨年の介護保険部会での議論

介護保険部会意見書(抜粋)

Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

4 給付と負担のバランス

(総報酬割)

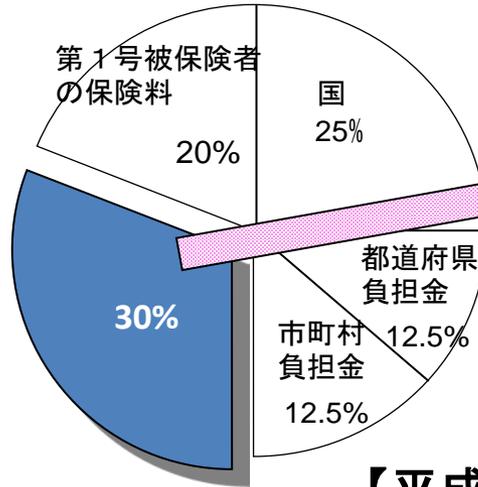
- 現在の40～64歳が負担する第2号保険料は、その加入する医療保険の加入者数に応じて負担金が決められている。このため、総所得の高い医療保険者は低い保険者と比較して、総所得に対する介護保険料の割合が低率となっている。
- 介護保険制度において、被用者保険の第2号被保険者の保険料について、被用者保険間の負担の公平性を図る観点から総報酬割を導入する必要があるとの意見があった。
また、現在の介護報酬における地域係数は、都市部の賃金水準を反映していないという意見もあり、比較的所得の高い都市部の第2号被保険者に負担能力に応じた保険料負担を求めることにより、地域係数を見直し、都市部の介護従事者の賃金引き上げに充当することが必要であるとの意見があった。
一方で、総報酬割の導入については、従来の保険料負担の基本的な考え方と仕組みを大きく変更するものであり、十分な議論なく、財源捻出の手段として導入しようとすることに対して、強い反対意見があった。また、利用者負担の見直し等の必要な見直しを行うことなく、これを導入することについて慎重な対応を求める意見があった。

主な意見

- 保険者の財政力に応じた応能負担により助け合う仕組みが適当。
- 介護サービスや支援を要する高齢者が必要なサービス等を受け、尊厳ある暮らしを続けられるよう、必要な財源を確保していくことが必要。
- 医療保険における総報酬割の導入は、75歳以上でも高所得者は3割負担とするなど非常に限界に近い引上げまでした上での対応。介護でも高齢者の自己負担割合の引上げ等なすべきことはある。総報酬割はその先にある議論と認識。
- 現役世代の負担が過度に重くなれば、現役世代のやる気や活力を喪失させる。雇用への課税強化であって、雇用対策推進という政府の方針に逆行する。
- 現役世代の高齢者医療への拠出金や公的年金保険料の負担が増える中で、「取りやすいところから取る」というような懸念を抱かせる変更では、現役世代の納得は得られない。

総報酬割の導入について(介護納付金の現在の仕組み)

【介護保険の財源構成】



第2号被保険者1人当たりの保険料額の算定
 介護給付費の30% ÷ 第2号被保険者数 = 1人当たり保険料額 <頭割り>
 <どの医療保険者でも共通>

【平成20年度の第2号被保険者の負担】

第2号被保険者の
保険料

	第2号被保険者数	一人当たり負担額 (月額)	40~64歳の各医療保険者の 被保険者本人の平均総報酬額 (年額)
健保組合	1,080万人	3,944円	667万円
共済組合	350万人	3,944円	726万円
協会けんぽ	1,334万人	3,944円	424万円
国民健保	1,470万人	3,944円	—

※ 平成20年度決算データ。共済組合の平均総報酬額は総報酬額をもとに算出。

同じサラリーマンでも、医療保険者ごとに負担能力が異なるが、被保険者一人当たりの負担額は同じ。

現行制度における第2号被保険者一人当たりで見 見た負担額と報酬額の比較

○ 健保組合と協会けんぽの比較

	第2号被保険者 一人当たり負担額 (労使含めての月額) (A)	第2号被保険者 一人当たり報酬額 (年額) (B)	(A)x12 / (B)
健保組合	3,944円	463万円	1.02%
協会けんぽ	3,944円	318万円	1.49%
国庫補助が充当されること による実際の負担額	(3,297円)		(1.24%)

○ 健保組合内でも、組合によって負担能力は様々。

	第2号被保険者 一人当たり負担額 (労使含めての月額) (A)	第2号被保険者 一人当たり報酬額 (年額) (B)	(A)x12 / (B)
上位10組合平均	3,944円	825万円	0.57%
全組合(1,477組合)平均	3,944円	463万円	1.02%
下位10組合の平均	3,944円	279万円	1.69%

※ 平成20年度決算データ。

※ 被扶養者の報酬を「0」とみなして第2号被保険者の一人当たりの報酬額を算定している。

総報酬割の考え方

(平成20年度決算額を用いた試算)

○ 健保組合と協会けんぽの比較

	完全に総報酬割を導入する場合			1/3導入する場合
	報酬額に対する負担割合	第2号被保険者一人 当たり報酬額(年額)	第2号被保険者一人 当たり負担額 (労使含めての月額)	第2号被保険者一人 当たり負担額 (労使含めての月額)
健保組合	1.20%	463万円	4,625円 【+681円】	4,171円 【+227円】
協会けんぽ		318万円	3,183円 【-761円】	3,690円 【-254円】
国庫補助が充当されること による実際の負担額			[-114円]	3,259円 【-38円】

○ 健保組合内でも、組合によって負担能力は様々。

	完全に総報酬割を導入する場合			1/3導入する場合
	報酬額に対する負担割合	第2号被保険者一人 当たり報酬額(年額)	第2号被保険者一人 当たり負担額 (労使含めての月額)	第2号被保険者一人 当たり負担額 (労使含めての月額)
上位10組合平均	1.20%	825万円	8,249円 【+4,305円】	5,379円 【+1,435円】
全組合(1,477組合)平均		463万円	4,625円 【+681円】	4,171円 【+227円】
下位10組合の平均		279万円	2,793円 【-1,151円】	3,560円 【-384円】

※ 被扶養者の報酬を「0」とみなして第2号被保険者の一人当たりの報酬額を算定している。

総報酬割導入による介護保険第2号被保険者の一人当たり負担額への影響の試算(第5期の見込額)

第5期(平成24~26年度)平均(見込額)

総報酬割→	導入しない場合	第2号被保険者一人当たりの報酬額に対する負担割合
健保組合の一人当たり負担額(労使含めての月額)	4,900円	1.27%
協会けんぽの一人当たり負担額(労使含めての月額)	4,900円	1.85%
国庫補助が充当されることによる実際の負担額	4,100円	1.55%

完全に総報酬割を導入する場合		1/3導入する場合
一人当たり負担額	第2号被保険者一人当たりの報酬額に対する負担割合	一人当たり負担額
5,800円 【+900円】	1.49%	5,200円 【+300円】
4,000円 【-900円】		4,600円 【-300円】
		4,050円 【-50円】



※ 平成23年度予算上の総報酬額を用いて試算した数値。
 ※ 【 】内は現行制度を継続した場合との比較。

○ 負担能力に応じた負担になることにより、国庫補助が不要に
 完全導入の場合：▲1,300億円
 1/3導入の場合：▲430億円

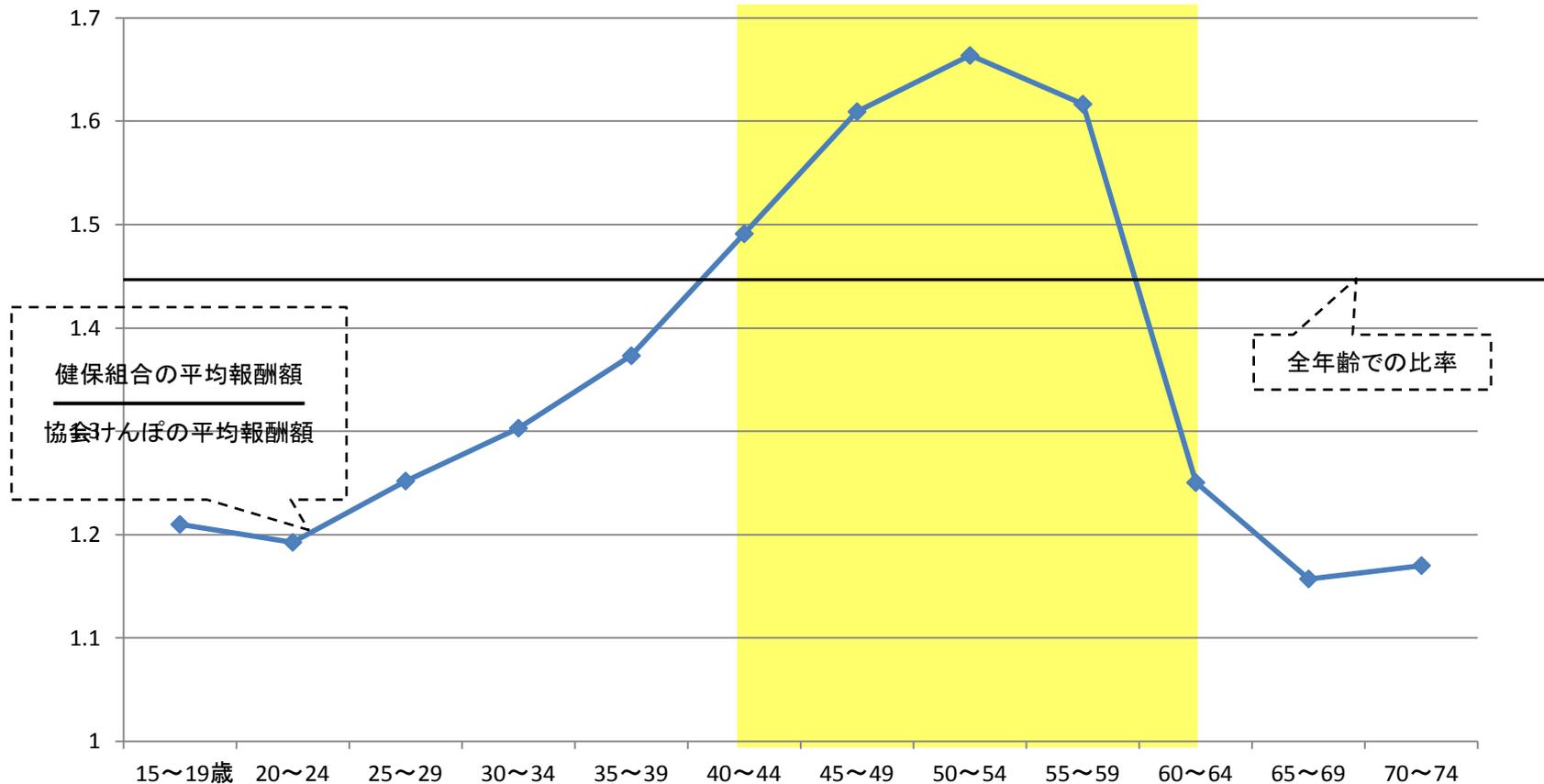
○ なお、健保組合内で見ると、負担額の変化は負担能力によって異なり、多くの組合で負担が増加するが、負担が減少する組合も存在。

納付額が増加する組合数	納付額が減少する組合数
1,135	362

※ 平成20年度決算ベースの組合別の総報酬額をもとに試算した数値。
 ※ 被扶養者の報酬を「0」とみなして第2号被保険者の一人当たりの報酬額を算定している。

協会けんぽと組合健保の年齢別平均報酬の比率

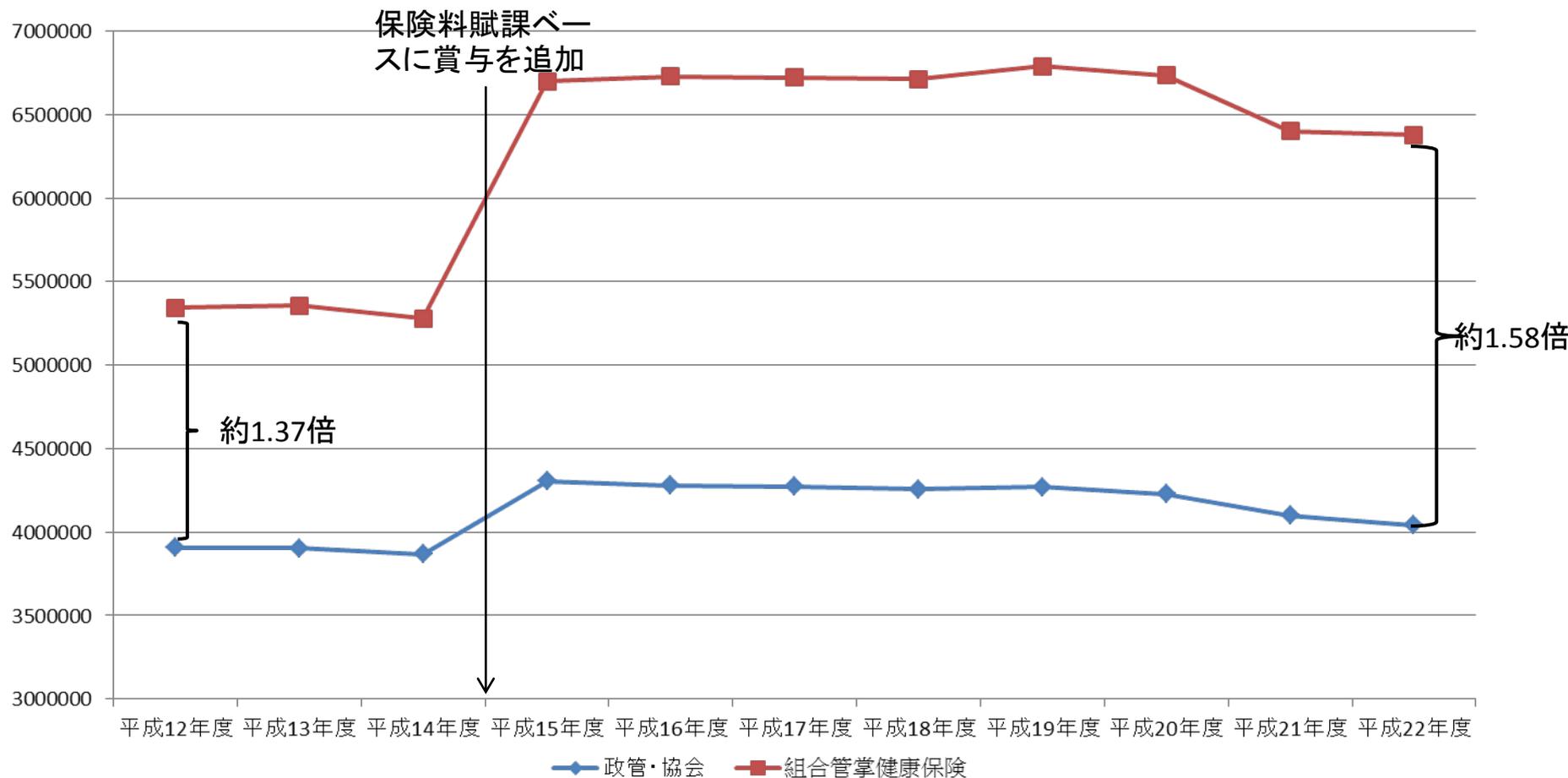
○ 協会けんぽと健保組合の年齢別平均報酬総額を比較すると、介護保険第2号被保険者に該当する年齢層で特に差が大きくなっている。



注1: 健康保険被保険者実態調査(平成22年)の月額報酬に12をかけたものと賞与額の和の比率を用いている。

協会けんぽと組合健保の平均年間報酬額の推移

○ 介護保険制度施行時と比較し、保険料賦課ベースに賞与が入ったこと等により、協会けんぽと組合健保の財政力の差は拡大している。



注1:それぞれ介護保険第2号被保険者のみの平均値である。

注2:月額は年度の平均値を用いている。

注3:賞与は被保険者一人当たりの年間賞与額である。

介護納付金の総報酬割導入に関する論点

- 今後介護費用の増加に伴い、これを賄うための負担が増加する中で、負担能力に応じた負担の要素を強化していくことが必要ではないか。
- 医療保険においては、様々な給付の見直しを行った上で総報酬割を導入しており、昨年の議論においても、利用者負担の見直しを行うことなくこれを導入することについて慎重な対応を求める意見があったが、この点についてどう考えるか。